

徳島市立図書館資料の弁償に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島市図書館条例(以下「条例」という。)第10条に規定する損害賠償のうち、徳島市立図書館(以下「図書館」という。)が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料その他の図書館資料(以下「資料」という。)の弁償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の方法)

第2条 図書館の利用者が資料を亡失し、又は汚損・破損した場合は、館長は当該利用者に対し、「汚破損・紛失届(弁償届)」を提出させるとともに、30日以内に弁償するよう求めるものとする。

2 資料の弁償は、現物により弁償するものとする。ただし、絶版等の理由により現物による弁償が困難な場合は、時価相当として館長が指定する代替資料で弁償するものとする。

(弁償の範囲)

第3条 汚損・破損の場合の弁償を求める範囲は、別記「弁償を要する資料汚損・破損の基準」によるものとする。

(弁償の免除)

第4条 第2条の規定にかかわらず、館長は次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を免除することができる。

自然災害、交通事故、火災等により、資料を破損・汚損・亡失・焼失したと認められる場合
盗難等の事件による被害により、資料を紛失・汚損・破損したと認められる場合
その他館長が弁償の必要がないと認める場合

2 前項の規定により、弁償の免除を受けようとする者は、「資料弁償免除願」に、公的機関が発行する証明書等を添付し、館長へ提出しなければならない。

(弁償期限経過後の措置)

第5条 館長は、弁償期限の30日を経過しても弁償されない場合は、当該利用者に対し、新たな資料の貸出・延長・予約等を停止するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、弁償の取扱いについて必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月12日から施行する。

別記

「弁償を要する資料汚損・破損の基準」

対象：図書館資料（付録含む）

対象外：ICタグ、視聴覚資料のケースのみの破損

1 資料の弁償基準

	対 象	状 態
	水濡れ・飲食物等の染み	水濡れ等により、変色、ページに歪み、または波打ちが生じた場合 お茶・コーヒー等飲食物により染みなどの汚れが生じた場合 飲食物やセロテープ・糊等の付着によりページが接着した場合、接着を剥がしたことによりページが欠損した場合 カビが発生した場合 血液、衛生上問題がある汚れが生じた場合
	資料の一部の汚損・破損 （ブッカー下の表紙、本体も含む）	破れ、切り取り、ページの欠損が生じた場合 たばこ等による焦げ跡が残った場合 セロテープ・糊等の付着によりページが接着した場合、接着を剥がしたことによりページが欠損した場合 型紙、地図等の付録を破損・汚損・亡失した場合
	書き込み	マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合 鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、筆圧等が強く、書き込み跡が残り痕跡が残る場合 鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、消すことによりイラストや文字の印刷部分等に退色、汚れ等が生じた場合
	噛み跡	人、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合 人、ペット等が噛んだため、資料が破損した場合 人、ペット等が噛んだ、もしくは口に一部分を含んだために相当する状態になった場合
	折り癖	直しても膨らんでしまうほど、資料の形状が変わる場合
	異物の挟み込等	衛生上問題のあるものが挟み込まれていた場合 挟み込まれている異物を取り除いても、染み、汚れ、におい等は残っている場合
	におい、べたつき	悪臭、香水等の臭いが取れない場合 付箋紙等のべたつきが取れない、又は接着剤等の付着によりページの開閉に支障がある場合

型紙・地図等資料の付録(貼付済み付録を含む)	紛失又は一部欠落により、付録として支障がある場合 ～ に準じ、弁償が必要と判断された場合 電子付録(CD-ROM等)が再生機器で再生できない場合 電子付録(CD-ROM等)を再生する際に機器の故障が生じる恐れがある場合
視聴覚資料の破損等	視聴覚資料本体にひび・割れ等が生じ視聴が不可能になった場合 視聴覚資料を再生する際に、機器の故障が生じる恐れがある場合
相互貸借、協力貸出の借用資料の汚損・破損	借用したときの状態と異なる場合
その他	軽度な損傷でも、繰り返した場合 利用者の故意又は過失により、利用に供することが困難と館長が判断する場合

2 その他

上記の基準で一箇所以上該当する場合は、弁償の対象とする。ただし、次の場合は弁償の対象としないことができる。

ア 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合

イ 修復可能で利用に支障がない場合

ウ 視聴覚資料において、ケースのみ破損・亡失した場合

エ 視聴覚資料において、歌詞カード、解説書等のリーフレットのみ汚損・破損・亡失した場合
ただし、曲目演目以外の情報記載があり、資料的価値があると判断される場合、又は資料のケースに曲目演目の記載がない場合を除く

オ 弁償にあたらないと館長が判断する場合

弁償の判断

ア 弁償に該当するか否かの判断は、複数の職員の協議によるものとする。

イ 相互貸借、協力貸出の借用資料汚損・破損の場合で、弁償の判断が難しい場合は、借用館に確認し、その指示に従うこととする。